

# 岩見沢市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和4年11月25日 金曜日 午後2時50分から  
午後3時30分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 33 番)

委員	森	一	男	(議席34番)
委員	佐々木	利	夫	(議席35番)
委員	山	谷	康雄	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	長	森	睦	(議席17番)
委員	久	保	智則	(議席18番)
委員	近	田	昌枝	(議席31番)

5. 事務局出席

事務局長	土	井	盛	慈
事務局主幹	内	山	充	人
農地係長	森	田	佳	章
振興係主任	船	戸	崇	之
農業振興センター担当主査	山	田	勝	彦

佐々木代理  
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第11回総会を、開催いたします。  
日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号30番小倉委員、32番干場委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告2件、議案6件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

11月1日、最適化交付金事務係の打ち合わせが栗山町役場であり、私と森田係長が出席しました。栗山町では数年前から最適化交付金を貰っているということで、色々研修をさせて頂いたところでもあります。

11月22日と25日の件については、それぞれ各委員長より報告があると思いますので省略させていただきます。

報告については以上です。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権87番外2件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第195号で令和4年10月31日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。

日程5、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査  
議長

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

それでは、総会議案5ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。

議案6ページ、整理番号1番については、貸主が自身で耕作することから解約するもので、11月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に、議案同ページ、整理番号2番については、他の農業者に売却することから解約するもので、11月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に、議案同ページ、整理番号3番から4番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、11月4日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程6、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任  
議 長  
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案7ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案8ページ、別紙1の整理番号1番から5番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程7、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議 長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案9ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は9件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が2件、賃借権の設定が4件、使用貸借権の設定が3件でございます。

総会議案10ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なことから、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、畑で10aあたり [ ] 円、総額は、 [ ] 円です。なお、申請地は11月11日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番に記載の譲渡人は、使用貸借権を設定している農地を、耕作者である後継者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、経営の安定を図るものです。なお、申請地は11月11日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番から、総会議案11ページ、整理番号4番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。整理番号3番の価格は、田で10aあたり [ ] 円、畑で10aあたり [ ] 円、総額は [ ] 円です。整理番号4番の価格は、田で10aあたり [ ] 円、畑で10aあたり [ ] 円、総額は、 [ ] 円です。なお、申請地は11月11日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案12ページ、整理番号5番に記載の貸主は、離農するため、賃借権の設定により近隣農業者に有償で農地を貸し付けるもので、借主は、申請地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、田で10aあたり [ ] 円、総額は [ ] 円です。なお、申請地は、11月11日に宇井委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番に記載の貸主は、高齢となり耕作困難なため、賃借権の設定により近隣農業者に有償で農地を貸し付けるもので、借主は、申請地を借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、田で10aあたり [ ] 円、畑で10aあたり [ ] 円、総額は [ ] 円です。なお、申請地は、11月11日に宇井委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認を

いただきました。

次に、議案同ページ、整理番号7番に記載の貸主は、借主の要望により農地の地上権を無償で貸し付けるもので、借主は、農地の地上権を無償で借り受け、営農型太陽光パネルを設置し、農業経営を継続するものです。なお、申請地は11月11日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案13ページ、整理番号8番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は11月11日に渡辺委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号9番に記載の貸主は、自身が所有する農地を使用貸借権の設定により再度貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を再度借り受け、農業経営を継続するものです。なお、申請地は11月11日に志賀野委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案14ページ、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は1件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案15ページ、整理番号1番ですが、貸主は、隣接ほ場との高低差により、機械作業に支障があるため、土砂採取による基盤整備を行い高低差の解消により、作業効率の向上を図るものです。借主は貸主の要望により土砂採取を行い、事業完了にあたっては、農地を復元するものです。申請地は、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。なお、申請地は、11月11日に周辺農地の利用状況等を含め、杉村委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区ですが、ここで、                    の議事参与を制限します。

それでは、総会議案23ページ、貸借50番について説明をお願いいたします。

黒田常任委員長。

黒田委員長

第1地区常任委員会より、貸借50番についてのみ、先にご説明いたします。

議案23ページ、貸借50番の貸主は、遠隔地で耕作が困難なため、引き続き農

地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
ここで、[ ]の議事参与の制限を解除します。

それでは、第1地区の残りの案件について説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案18ページから22ページ、賃貸借45番から49番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。次に、議案24ページ、賃貸借51番の貸主は、遠隔地で耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。次に、議案25ページから26ページ、所有権90番から91番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
黒田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

馬場委員長 第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案27ページから30ページ、賃貸借52番から55番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案31ページ、賃貸借56番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案32ページから33ページ、賃貸借57番から58番については、それぞれの貸主と借主が、隣接する農地を相互に交換し、輪作を行うことにより地力の増進を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
馬場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第3地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。

中林委員長 第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案34ページ、所有権92番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

中林常任委員長は自席にお戻りください。

次に第4地区の説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。

西谷内委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案35ページから37ページ、所有権93番から95番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。西谷内常任委員長は自席にお戻りください。

次に第5地区の説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

志賀野委員長 第5地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案38ページから39ページ、所有権96番から97番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案40ページ、所有権98番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案41ページから43ページ、所有権99番から101番の譲渡人は、基盤整備事業で農地を集約するため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。志賀野常任委員長は自席にお戻りください。次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

干場委員長 第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案44ページ、賃貸借59番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案45ページ、所有権102番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。次に第7地区の説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長 第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案46ページから48ページ、賃貸借60番から62番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案49ページ、所有権103番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲

議長

り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程10、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。今月は、岩見沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。長井担当委員。

長井委員

れでは、総会議案50ページ、議案第6号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。去る、11月11日に、井川委員、吉成委員とわたくし長井、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は7件です。

まず、総会議案51ページ、整理番号1番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置し、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており、また、一部は砂利が敷かれて駐車場となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案53ページ、整理番号4番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置し、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案55ページ、整理番号7番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。長井委員は自席にお戻りください。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

倉田委員長

「いわみざわ農業委員会だより」につきまして、農政委員会より報告いたします。

「いわみざわ農業委員会だより」につきましては、現在ナンバー18を作成中であります。今後、内容を確定し、委員の方々には、第12回の総会でお配りいたします。また、農家地域への配布はJAのご協力により年明けの予定でございます。以上が



スケジュールですが、今回も農業委員会の情報を広く発信するため、また、非農家の家庭でも見る事ができるよう、市のホームページに「農業委員会だより」を掲載いたしたいと考えておりますので、ご了承願います。

以上で、農政委員会の報告を終わります。

中林委員長

農地委員会より「農地パトロール」について報告いたします。今年度の「農地パトロール」は、全地区終了し、先般、農地委員会を開催し、パトロールの結果について協議をいたしましたので報告いたします。

昨年度の遊休農地は、全体で13,267㎡ありましたが、利用意向調査を行った結果、自ら耕作するとの回答を得ました。また、新たな遊休農地の発生もありませんでしたので、今年度は0㎡といたしました。詳細については、のちほど事務局より説明いたします。

以上で、農地委員会の報告を終わります。

森田係長

それでは、農地パトロールの結果について説明させていただきます。昨年からの面積等の変更につきましては、全体といたしまして再生困難荒廃農地が13,267㎡の減少、低利用地が203,673㎡の増となっております。

まずは第1地区でございます。1筆ごとの詳細につきましては、2ページに記載しております。周辺の利用条件に比べ、利用の程度が低い土地、低利用地として昨年同様、16,957㎡を計上しております。■■■■の農地につきましては、担当委員が所有者と連絡をとり、非農地化に向け協議中であります。また、■■■■の農地につきましては、事務局が所有者と連絡をとり、財産整理に向け協議中とのものでしたので、毎月、現地確認をし所有者に進捗状況について確認しているところであります。

続きまして第2地区でございます。1筆ごとの詳細につきましては3ページから4ページに記載しております。昨年、■■■■について、再生困難荒廃地田で13,267㎡として計上しておりましたが、昨年10月に所有者に対し、利用意向調査を実施しましたところ、自ら耕作するとの回答を得ましたので、今年度は周辺の利用条件に比べ、利用の程度が低い土地、低利用地として計上しております。昨年は、低利用地として46,435㎡を計上しておりましたが、今年度新たに、■■■■8,434㎡、■■■■14,959㎡、■■■■2357㎡、それと先ほどの■■■■113,267㎡の合計27,017㎡を加えまして、今年度は73,452㎡を低利用地として計上しております。その内、昨年荒廃地から低利用地へ移行いたしました■■■■については、所有者から土地を整理したいとの相談がありましたので、担当委員を通じ現在調整中であります。

続きまして、第3地区でございます。1筆ごとの詳細につきましては5ページから6ページに記載しております。昨年は、低利用地として22,645㎡を計上しておりましたが、今年度新たに、■■■■の合計176,656㎡を加えまして、今年度は199,301㎡を低利用地として計上しております。この■■■■の農地につきましては、本年6月と7月に賃貸借の解約をした■■■■の撤退によるものであります。

第4地区、第5地区、第6地区、第7地区は、農地パトロールの結果、遊休農地等はなくとなっております。全体といたしまして、今年度の農地パトロールの結果、再生困難荒廃農地0㎡、低利用地289,710㎡となっております。

以上でございます。

議長

次に、来月12月の総会ですが、12月26日(木)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。なお、現況証明願いの現地調査は、降雪等を考慮して来春まで休止し、4月から再開いたしますので、ご了解願います。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

